

第6次基山町行政改革への提案

現在基山町は、従来の公共サービスの提供に加えて、人口減少、高齢化社会の進行、行政ニーズの多様化などの社会情勢の変化により生じた諸課題や地方分権・権限移譲などにより生じた新たな業務について、迅速で適切な対応が求められています。このことから、厳しい財政状況下においても引き続き質の高い公共サービスを実現するためには、今まで以上に効率的・効果的な行政運営が必要となり、より一層の行政改革を推進していく必要があります。

このため、将来に渡って持続可能な自治体運営を継続し、町民生活に必要な公共サービスを効果的に提供するため、行政改革の推進に向けて次の事項を提案します。

(提案内容)

1. 人口増対策

(1) 内容

少子高齢化の急激な進展による生産年齢人口の減少は、税収の減少と社会保障費の増大により町の財政に大きな影響を及ぼすことになるため、人口増対策について、次の手法により取り組む。

(2) 主な取組内容

- ・都市計画区域の変更による開発可能区域の確保
- ・移住促進に係る PR 推進
- ・空家対策による定住促進
- ・企業誘致による雇用確保、定住促進

2. 持続可能な財政運営の実現

(1) 内容

厳しい財政事情が続く中、町民生活に必要な公共サービスを継続的に提供するため、確実な収入や自主財源の確保、支出の適正化、財政の健全化等について、次の手法により取り組む。

(2) 主な取組内容

- ・税収入の確保（徴収率の向上等）
- ・自主財源の確保
(ふるさと納税（企業版含む）の活用、公共施設・用地の有効活用等、有料広告の活用)
- ・事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用
- ・中長期財政計画の随時見直し、適正管理
- ・基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理

- ・補助金等に関する支出の適正化

3. 効率的・効果的行政運営の確立

(1) 内容

限られた財源の中で、行政運営について最大限の効果を得るため、業務実施能力の高い組織体制確立や職員育成、業務効率の改善、民間機能の活用による業務効果、効率の向上などについて、次の手法により取り組む。

(2) 主な取組内容

- ・課・係等の組織の適正化
- ・職員数及び職員配置の適正化
- ・人材の確保及び育成強化
- ・民間機能の活用（指定管理者活用、PPP/PFI（※）手法の導入等）

4. 協働のまちづくりの推進

(1) 内容

直営事業に比べて高い事業効果が得られる、各種団体によるまちづくり事業の推進のため、協働のまちづくりの基本理念を活かした、町民の町政への参加や各種団体の活動促進、町民ニーズの把握などについて、次の手法により取り組む。

(2) 主な取組内容

- ・地域組織、NPO 等による協働によるまちづくり活動の促進
- ・協働の手法による適切な町民ニーズの把握

5. 行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信

(1) 内容

「知る事」による町民の納得感の醸成や町民満足度の向上を図るため、透明性の確保や、事業効果の評価確認、積極的な情報発信による広報効果の向上などについて、次の手法により取り組む。

(2) 主な取組内容

- ・情報公開の推進
- ・情報発信の推進（町ホームページの改修）
- ・事業評価の確立

【用語の解説】

※ PPP/PFI : PPP とは Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略で、行政（Public）が行う各種行政サービスを、行政と民間（Private）が連携（Partnership）し民間

の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的な使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方や概念です。次に述べるPFIもこれに含まれます。PFIとは、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法でPPPの考え方を、行政として実現する為の手法の一つです。PFIの導入により、事業コストの削減及びより質の高い公共サービスの提供を目指しています。

平成29年10月26日

基山町行政改革懇談会

会 長 田 口 英 信



副会長 永 家 重 光



委 員 坂 本 勇 一



委 員 原 憲 一



委 員 坂 口 久 則



委 員 羽 根 洋 子



委 員 内 山 順 子



委 員 石 井 貞 好

